

する。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加 算 率
公害の防止に関する事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	特別養護老人ホーム	1.08